

○ 産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法（昭和四十八年二月十七日環境庁告示第十三号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
第四 ダイオキシシン類に係る検定方法 <u>ダイオキシシン類（ダイオキシシン類対策特別措置法（平成十一年法律第百五号）第二条第一項に規定するダイオキシシン類をいう。）に係る燃え殻、汚泥、廃酸、廃アルカリ及びばいじん並びにこれらの廃棄物を処分するために処理したものの検定方法は、平成四年七月厚生省告示第百九十二号第一号に定める方法とする。</u>	第四 ダイオキシシン類に係る検定方法 ダイオキシシン類に係る汚泥及び燃え殻、汚泥又はばいじんを処分するために処理したものの検定方法は、平成四年七月厚生省告示第百九十二号別表第一に定める方法とする。